

1. 検討経緯

新丸山ダム建設事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から中部地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付で検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

中部地方整備局では、検証要領細目に基づき、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 12 月 22 日に設置し、平成 22 年 12 月 22 日に同幹事会（以下「幹事会」という。）を開催し、検討を進めるに当たっては、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表 1.2.2 に示すとおり計 2 回の検討の場、計 5 回の幹事会を開催し、新丸山ダム建設事業における洪水調節、流水の正常な機能の維持の 2 つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

この間、平成 23 年 8 月 6 日から平成 23 年 9 月 4 日まで、「治水・流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見」等を対象としたパブリックコメントを行った。

そして、これまでの検討結果を取りまとめた「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「本報告書（素案）」という。）を作成し、検討の場の構成員に示すとともに広く一般に公表を行った。

また、学識経験を有する者からの意見聴取、関係住民からの意見聴取を実施した。

これらを踏まえ「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「本報告書（原案）案」という。）を作成した。今後、本報告書（原案）案に対する関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を行い、「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」（以下「本報告書（原案）」といふ。）として取りまとめる予定である。

新丸山ダム建設事業の対応方針（原案）については、中部地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、対応方針（案）を決定する予定である。

なお、新丸山ダム建設事業の検証に係る検討フローを図 1.1 に示す。

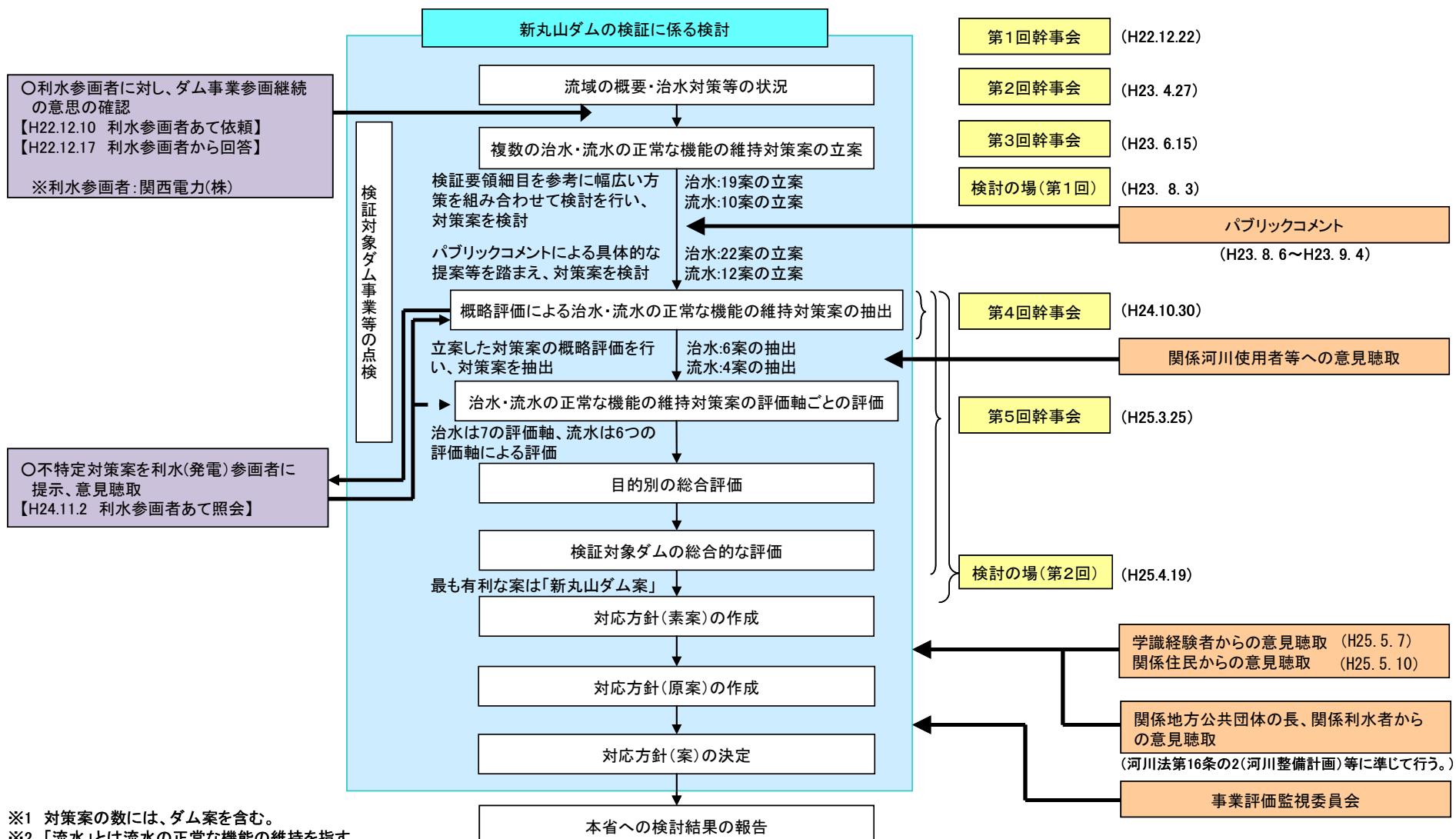


図 1.1 新丸山ダム建設事業の検証に係る検討フロー

1.1 検証に係る検討手順

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討（以下「新丸山ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2.に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については 3.に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、木曽川水系河川整備基本方針の策定（平成19年11月）に伴い計画外力等が変更されたため、ダム放流設備等の検討が必要となったことから、「新丸山ダム建設に関する基本計画」の見直しに係る検討を行ってきており、検証はこのダム計画の見直しを反映した変更計画（案）を対象とした。また、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は4.1に示すとおりである。

次に、新丸山ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、「複数の治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案」、「概略評価による治水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「治水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第 4 に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

(1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の1つは新丸山ダムを含む案とし、その他に新丸山ダムを含まない方法による複数の治水対策案を 18 案立案した。

その後、パブリックコメントにおいて頂いたご意見、「検討の場」及び「幹事会」において頂いたご意見を参考とし、新丸山ダムを含まない方法による複数の治水対策案を 3 案追加し計 21 案の立案を行った。

その結果は 4.3.2～4.3.3 に示すとおりである。

(2) 概略評価による治水対策案の抽出

新丸山ダムを含まない複数の治水対策案 21 案について概略評価を行い、7 案の複数の治水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.3.4 に示すとおりである。

(3) 複数の治水対策案を関係河川使用者等へ提示、意見聴取

概略評価により抽出した新丸山ダムを含まない複数の治水対策案 7 案のうち、「ダムの有

効活用」を含む 2 案の治水対策案について関係する施設の管理者や関係者及び関係地方公共団体（以下、「関係河川使用者等」という。）に対し意見聴取（平成 24 年 11 月 2 日付け文書）を行った。その結果、「ダムの有効活用」を含む 2 案の治水対策案は、いただいたご意見を踏まえ、実現性の観点から抽出しないこととした。

その結果等は 4.3.5 に示すとおりである。

(4) 治水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

新丸山ダムを含む案と概略評価により抽出した 5 案の治水対策案について、7 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.3.6 及び 4.5.1 に示すとおりである。

1.1.2 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第 4 に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の流水の正常な機能の維持対策案の 1 つは、新丸山ダムを含む案とし、その他に新丸山ダムを含まない方法による複数の流水の正常な機能の維持対策案 9 案を立案した。

その後、「パブリックコメント」、「検討の場」及び「幹事会」においていただいたご意見を参考とし、新丸山ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案は、1 案の変更と 2 案を追加することにより、計 11 案の立案を行った。

その結果等は 4.4.2～4.4.3 に示すとおりである。

(2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

新丸山ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案 11 案について概略評価を行い、5 案の複数の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。

その結果等は 4.4.4 に示すとおりである。

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案を関係河川使用者等へ提示、意見聴取

新丸山ダムを含む案と概略評価により抽出した新丸山ダムを含まない複数の流水の正常な機能の維持対策案 5 案について、関係河川使用者等に対し意見聴取（平成 24 年 11 月 2 日付け文書）を行った。その結果、「他用途ダム容量の買い上げ」、「既得水利の合理化・転用」の 2 案の流水の正常な機能の維持対策案は、いただいたご意見を踏まえ、実現性の観点から抽出しないこととした。また、「ダム使用権等の振替＋ダム再開発」は、いただいたご意見を踏まえ、既存の案に検討を加えた 2 案の流水の正常な機能の維持対策案の立案を行い、コストの観点からそのうち 1 案を抽出した。

その結果等は 4.4.5 に示すとおりである。

(4) 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

新丸山ダムを含む案と概略評価により抽出した新丸山ダムを含まない 3 案の流水の正常な機能の維持対策案について、6 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。

その結果等は 4.4.6 及び 4.5.2 に示すとおりである。

1.1.3 利水（発電）

新丸山ダム建設事業における利水（発電）は、発電専用容量の増加を伴うものではなく、流水の正常な機能の維持を目的とした貯水容量確保による水位上昇等に従属するものであるため、利水参画者に対して新丸山ダム建設事業に関して参画継続の意志確認を行った。

(1) 利水参画者への確認

新丸山ダム建設事業の利水参画者に対し、新丸山ダム建設事業に関して参画継続の意思確認を平成 22 年 12 月 10 日付け文書にて要請したところ、平成 22 年 12 月 17 日付で回答を得た。その結果等は 4.2 に示すとおりである。

1.1.4 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、新丸山ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は、4.6 に示すとおりである。

1.1.5 費用対効果分析

費用対効果分析についての、洪水調節に関する便益の算定にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。また、流水の正常な機能の維持に関する便益の算定にあたっては、代替法により算定を行った。その結果等は 5.に示すとおりである。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

新丸山ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成 22 年 12 月 22 日に設置し、その後、平成 25 年 4 月 19 日までに検討の場 2 回、幹事会を 5 回開催した。その結果等は 6.1 に示すとおりである。検討の場の構成を表 1.2.1 に、検討の場の実施経緯を表 1.2.2 に示す。

検討の場の構成員は、新丸山ダムの所在地、新丸山ダム下流における木曽川沿川、洪水氾濫区域に係る地域の代表者から選定されている。

表 1.2.1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	愛知県副知事 岐阜県副知事 三重県副知事 恵那市長 八百津町長 美濃加茂市長 一宮市長 桑名市長	愛知県 建設部長 岐阜県 県土整備部長 三重県 県土整備部長 恵那市 副市長 八百津町 参事 美濃加茂市 副市長 一宮市 副市長 桑名市 副市長
検討主体	中部地方整備局長 中部地方整備局 河川部長	中部地方整備局 河川部長 中部地方整備局 河川調査官



図 1.2 行政位置図

表 1.2.2 検討の場実施経緯

(平成 25 年 4 月 19 日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に係る検討指示	国土交通大臣から中部地方整備局長に指示
12 月 22 日	第 1 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・規約について ・検証に係る検討の進め方について ・木曽川流域の概要等について ・新丸山ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等について ・複数の対策案の考え方について
平成 23 年 4 月 27 日	第 2 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・検証に係る検討の進め方について ・事業等の点検（ダム基本計画、総事業費、工期、堆砂計画、過去の洪水実績）について
6 月 15 日	第 3 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・検証に係る検討の進め方について ・事業等の点検（予備放流方式の採用）について ・複数の治水対策案の立案について ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について ・新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について（案）
8 月 3 日	第 1 回検討の場	<ul style="list-style-type: none"> ・検証に係る検討の進め方について ・木曽川流域の概要等について ・新丸山ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認について ・事業等の点検（ダム基本計画、総事業費、堆砂計画、過去の洪水実績）について ・複数の治水対策案の立案について ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について ・新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について（案）
平成 24 年 10 月 30 日	第 4 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・検証に係る検討の進め方について ・構成員から頂いたご意見の紹介について ・意見募集に寄せられたご意見及び検討主体の考え方について ・概略評価による治水対策案の抽出について ・概略評価による流水の正常な機能維持対策案の抽出について ・治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について
平成 25 年 3 月 25 日	第 5 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・概略評価による治水対策案の抽出について ・概略評価による流水の正常な機能維持対策案の抽出について ・「治水対策案を評価軸ごとに評価」について ・「流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価」について

		<ul style="list-style-type: none"> ・目的別の総合評価（案）・総合的な評価（案）について ・計画の前提となっているデータの点検結果について
平成 25 年 4 月 19 日	第 2 回検討の場	<ul style="list-style-type: none"> ・新丸山ダムの検証に係る検討 報告書（素案）について ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取の進め方について

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成 23 年 8 月 6 日から 9 月 4 日までの 30 日間に「治水及び流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見」及び「治水及び流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案」を対象としたパブリックコメントを行った。募集期間内に、治水対策案に対して延べ個人 11 名、1 団体から、流水の正常な機能の維持対策案に対して延べ個人 11 名、1 団体からご意見をいただいた。その結果は 6.2 に示すとおりである。

1.2.3 意見聴取

本報告書(素案)に対して、河川法第 16 条の 2 等に準じて、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。その結果は 6.3 に示すとおりである。

今後は、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その経緯について記載する予定。

1.2.4 事業評価

新丸山ダム建設事業の対応方針（原案）について、事業評価監視委員会に対して意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・ 検討の場、パブリックコメント及び意見聴取の実施については、事前に報道機関に記者発表するとともに、中部地方整備局ホームページで公表した。
- ・ 検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を中部地方整備局ホームページで公表した。